

## 書留郵便見積合せにおけるくじの方法について

### 1 見積書に任意の値「くじ番号」を記載（「書留郵便見積合せに係る見積書記載例」を参照）

くじを実施する場合に備え、見積書に「くじ番号」として、3桁の数字「000～999」を記載する（「0」の桁も記載すること）。

この場合において、当該数字が「くじ番号」であることを見積書に明記すること。

なお、見積書にくじ番号の記載がない場合や、判読できない数字があるときは「999」を割り当てることとする。

### 2 くじの手順

開札の結果、落札者となるべき価格の見積をした者（以下「同一価格者」という。）が2者以上あるときは、次の手順を経て、落札者を決定するものとする。

(1) 同一価格者に対して、見積書に記載された「くじ番号」の小さい者から順に見積合せ参加者を識別する番号（以下「見積合せ参加者番号」という。）を付番する。

付番する「見積合せ参加者番号」は、「くじ番号」が最も小さい者に対して0を、次に小さい者に対して1を、以降1ずつ大きい番号を付番するものとする。

なお、「くじ番号」が同じ数値の者があった場合は、法人の場合は法人形態（株式会社、有限会社、公益財団法人など）を除いた社名の、個人の場合は姓の、それぞれ先頭の文字の五十音順に、同様に付番するものとする（先頭の文字が同じ場合は、2つ目の文字。以降の文字が同じ場合も、同様に付番するものとする。）。

(例) くじ番号の小さい順（同じ数値の場合は五十音順）に0、1、2・・・と付番する

見積合せ参加者名（同一価格者）	くじ番号	見積合せ参加者番号
株式会社あいうえ社	482	3
合同会社わをん	<u>005</u>	2
さし 巢瀬曾（個人）	967	4
有限会社かきくけ	<u>005</u>	0
特定非営利活動法人はひふへほ	<u>005</u>	1

(2) 同一価格者全員の「くじ番号」の和を求め、同一価格者数で除し、商及び余りを求める。ただし、求める商及び余りは0以上の整数とする。

(例)

見積合せ参加者名（同一価格者）	くじ番号	見積合せ参加者番号
株式会社あいうえ社	482	3
合同会社わをん	005	2
さし 巢瀬曾（個人）	967	4
有限会社かきくけ	005	0
特定非営利活動法人はひふへほ	005	1
計（和）	1464	—

1, 464 ÷ 5者 = 292 (商) 余り 4

(3) (1)において付番した「見積合せ参加者番号」と、(2)において求めた余りの数が一致した者を、落札者とする。

(例)

見積合せ参加者名 (同一価格者)	くじ番号	見積合せ参加者番号	くじの結果
株式会社あいうえ社	4 8 2	3	
合同会社わをん	0 0 5	2	
<b>佐志 巢瀬曾</b>	9 6 7	<b>4</b>	<b>落札</b>
有限会社かきくけ	0 0 5	0	
特定非営利活動法人はひふへほ	0 0 5	1	
計 (和)	1 4 6 4	—	

$$1,464 \div 5 \text{ 者} = 292 \text{ (商)} \quad \underline{\underline{\text{余り } 4}}$$

### 3 くじの結果の連絡

くじの結果については、速やかに全ての見積合せ参加者に連絡する。

### 4 異議の申立

見積合せに参加した者は、見積書提出後、この取扱いについての不明を理由として異議を申し立てることはできない。